

平成 22 年 12 月 10 日

## 要望項目等に関する最終整理案

【法人課税関係】  
(他税目に共通するものを含む)

## 法人税制（案）

(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴い、次の措置を講ずる。【要望・経済産業省10】

- ① 陳腐化償却制度を廃止する。
- ② 耐用年数の短縮特例について、税務署長の承認を受けた未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とする。
- ③ 確定申告書等の添付書類に過年度事項の修正の内容を記載した書類を追加する。

(2) 100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次のとおり所要の見直しを行う。【要望・経済産業省8】

- ① 100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととする。
- ② 解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備を行う。
- ③ 適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から自己株式の適格現物分配を除外する。
- ④ 外国法人が行う現物出資について、現行、課税繰延べが認められないにもかかわらず適格現物出資に該当するものがあることから、次の措置を講ずる。

イ 外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件について、事業継続要件及び株式管理要件を廃止する。

ロ 現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないことになった場合に繰り延べた譲渡益に対して課税を行う取戻課税を廃止する。

ハ 上記イ及びロの改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にあ

る資産等の移転を行う現物出資を適格現物出資に該当しないこととする等の所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる現物出資について適用する。なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合についても、取戻課税を行わないこととする。

⑤ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人に係る次の制度については、100% グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととする。

イ 軽減税率

ロ 特定同族会社の特別税率の不適用

ハ 貸倒引当金の法定繰入率

ニ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

ホ 欠損金の繰戻しによる還付制度

(注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 5 億円以上の法人又は相互会社等をいう。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権（仮称）を法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とし、その耐用年数を事業権登録簿（仮称）に記載された存続期間とする。【要望・内閣府 6、国土交通省 55】

(4) 棚卸資産の評価について、切放し低価法を廃止する。なお、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度においては、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって取得価額とする経過措置を講ずる。【要望にない項目等 17】

(5) 法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の 12 分の 6 を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。【要望にない項目等 20】

○ 検討項目

会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討することとする。【要望にない項目等18、19】

## 租税特別措置等（案）

### （創設）

- 中小企業者に該当する法人で電気通信事業を営むものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に、電気通信基盤充実臨時措置法の認定計画に基づき、条件不利地域内にある公共施設に設置する公共アプリケーションサービスを提供するための一定の設備の取得等をした場合には、その取得価額の15%の特別償却ができる措置を講ずる。【要望・総務省1】

(拡充・延長等)

- ① 農業経営基盤強化準備金制度について、予算措置を前提に、対象となる交付金等を見直した上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省5】
  - ② 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、予算措置を前提に、対象となる負担金に生産者が納付する独立行政法人農畜産業振興機構に対する養豚の価格の低下による損失を補てんするための基金に充てるための負担金を追加する。【要望・農林水産省12】
  - ③ 特定目的会社に係る課税の特例、投資法人に係る課税の特例、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、次のとおり見直しを行う。
    - イ 金融商品取引法の適格機関投資家制度の見直しに伴い、機関投資家の範囲に海外年金基金（届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったものに限る。）を追加する。【要望・金融庁11】
    - ロ 所要の法令改正を前提に、機関投資家である民間都市開発推進機構が行う業務に都市再生整備事業支援業務を追加する。【要望・国土交通省15】
    - ハ 投資法人に係る課税の特例における導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定を、発行をする投資口ごとから発行をした投資口の合計で行うこととする見直しを行う。これに併せて、特定目的会社に係る課税の特例及び特定目的信託に係る課税の特例における導管性要件について、優先出資及び受益権に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定方法を明確化する。【要望・金融庁15、国土交通省56】
- 二 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例における導管性要件について

て、所要の法律改正を前提に、国内募集割合を50%超とする要件の対象から社債的受益権を除外し、同族会社要件の見直しを行う等の所要の措置を講ずる。【要望・金融庁2(2)】

- ④ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。【要望・金融庁16、財務省5、厚生労働省25、農林水産省33、経済産業省35】

(廃止・縮減等)

- ① 公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直し、基準取得価額を取得価額の20%とした上、その適用期限を1年延長する。【要望・厚生労働省19、環境省3／見直し・経済産業省11】
- ② 船舶の特別償却制度について、環境への負荷の低減に係る要件を見直すとともに、経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る特別償却率を16%（現行18%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省26、29／見直し・国土交通省11】
- ③ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、建物及びその附属設備に係る特別償却率を6%（現行8%）に、機械及び装置に係る特別償却率を12%（現行16%）に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省16】
- ④ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・内閣府7、厚生労働省29、国土交通省66】
- ⑤ 共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。なお、本制度のあり方については、検討事項に明記する。【要望・厚生労働省18】
- ⑥ 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度について、対象設備から米穀粉製造設備のうちひきうす式及び媒体式の粉碎装置を除外した上、その適用

期限を2年延長する。【要望・農林水産省4】

⑦ 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。

イ 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業に農林水産物等販売業を追加し、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業を除外した上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省24、国土交通省47】

ロ 過疎地域に係る措置の適用期限を2年延長する。【要望・総務省3、農林水産省25、国土交通省63】

ハ 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象事業につき情報サービス業等を追加し、農林水産物等販売業を除外するほか、過疎地域に類する地区の要件を見直した上、離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省26、国土交通省48】

ニ 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象事業から旅館業を除外した上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省27、国土交通省49】

ホ 振興山村に係る措置について、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省15、国土交通省62】

⑧ 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。【要望・厚生労働省7~11】

イ 高度・先進医療の提供に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、特別償却率を12%（現行14%）に引き下げる。

ロ 医療の安全の確保に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の

範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動派出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、特別償却率を 16%（現行 20%）に引き下げる。

ハ 新型インフルエンザ対策に資する医療用機器に係る措置、特定増改築施設に係る措置及び建替え病院用等建物に係る措置を除外する。

⑨ 障害者対応設備等の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止する。【見直し・国土交通省 10】

⑩ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、所要の法律改正を前提に、対象となる住宅を賃貸の用に供する登録を受けたサービス付き高齢者住宅（仮称）とするとともに、割増償却の対象部分を各独立部分に限定し、戸数、床面積、補助金受給等に関する要件を見直すほか、割増償却率を耐用年数が 35 年未満であるものについては 28%、耐用年数が 35 年以上であるものについては 40%とした上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・厚生労働省 31、国土交通省 51】

⑪ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。【要望・国土交通省 10(1)、11(1)、17、19、22】

イ 都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象建築物を地上階数 4 以上の中高層の耐火建築物である施設建築物に限定する。

ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、事業区域内における一定規模以上の建築物整備要件を必須要件（現行：選択要件）とする。

ハ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業に

より整備される建築物に係る措置を除外する。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物に係る措置について、対象建築物から床面積が 50,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を除外する。

ホ 雨水貯留浸透施設に係る措置について、浸透性舗装に係る面積要件を 5,000 m<sup>2</sup>以上（現行 3,000 m<sup>2</sup>以上）に引き上げる。

⑫ 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象地域から鉄道貨物駅の周辺区域を除外するとともに、臨港地区の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。【要望・国土交通省 32】

⑬ 植林費の損金算入の特例について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・農林水産省 2／見直し・経済産業省 12】

⑭ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金制度について、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・経済産業省 17、18】

⑮ 技術研究組合の所得計算の特例について、対象資産から土地並びに建物及びその附属設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省 19、経済産業省 23】

⑯ 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例について、適用対象から共済事業を行う消費生活協同組合等の共同現物出資に係る措置を除外する。【見直し・厚生労働省 1】

(その他)

① 収益事業から除外する措置について、次のとおり措置を講ずる。

イ 所要の法整備を前提に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が市区町村

に対して行う金銭貸付業を追加する。【要望・経済産業省 6(1)②】

ロ 所要の法令改正を前提に、小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する貸与機関が行う設備貸与事業及び設備資金貸付事業を引き続き物品販売業、金銭貸付業及び物品貸付業の範囲から除外する。【要望・経済産業省 11】

② 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、予算措置を前提に、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で高効率ノンフロン型空調機器技術の開発事業（仮称）等に係るものも追加する。【要望・経済産業省 15】

③ J R 北海道、四国、九州及び貨物会社の経営の自立等の推進に係る所要の税制上の措置について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金の取扱いが決定し、税制上の措置が必要となる場合には、所要の措置を講ずる。【要望・国土交通省 46】

(検討事項)

- ① 共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行う。【要望・厚生労働省18】
- ② 小笠原諸島における旅館業用建物等の特別償却制度の創設については、小笠原諸島振興開発特別措置法の趣旨に照らし、既存の条件不利地域における特別償却制度の利用状況等を分析しつつ、小笠原諸島のおかれた地理的・社会的条件等を勘案して対象事業・対象設備等について検証し、引き続き検討を行う。【要望・国土交通省9】
- ③ 平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係省庁において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。【要望・金融庁17、財務省3、厚生労働省24】